

新座市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和8年3月

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

近年、個人や世帯が抱える問題は複雑・多様化しています。

例えば、生きづらさを持ちながら既存制度の対象となりにくい引きこもりのケースやいわゆる8050問題といった個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかになっています。

重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」といいます。）は、このような状況の中、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援、そして地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制を整備するものです（図1。2ページ）。

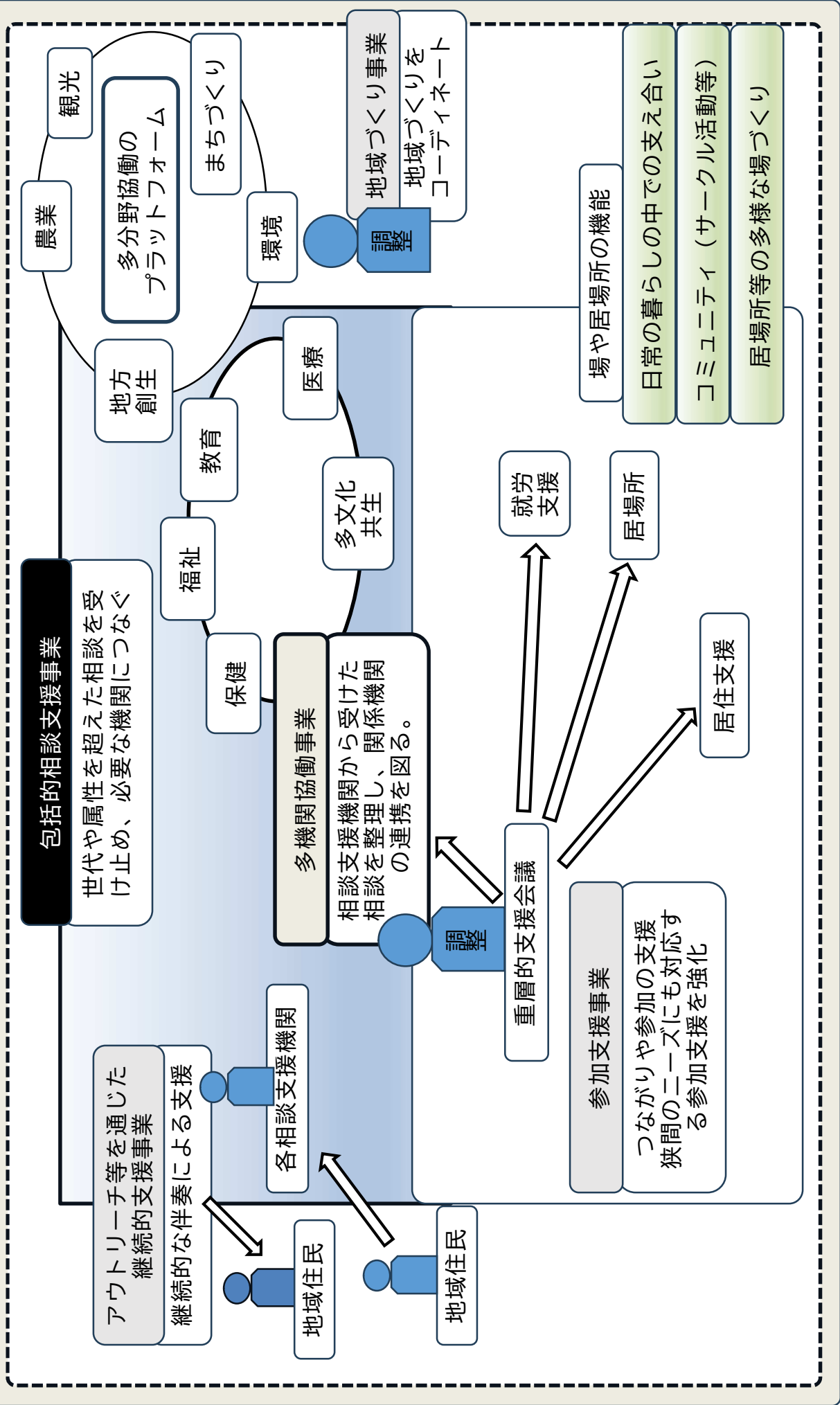
(2) 重層的支援体制整備事業の実施目的

第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第4次地域福祉計画」といいます。）の基本理念の一つである「丸ごと支える福祉により安心して住みやすいまちづくり」の実現に向け、既存の制度や単独の支援機関では解決が難しい課題を抱える個人・世帯に対し、各分野で従来から進めてきた「相談」、「社会参加」、「地域づくり」の取組を横断的かつ一体的に実施することで課題の解決を図れるような支援体制を構築することを目的とします。

そのため、基本的な方針として、高齢、障がい、子ども、生活困窮者等の福祉の相談窓口において、各分野での支援を行いながら、単独の支援機関では解決が難しいケースについて、多機関協働事業等につなげることで、誰一人として取り残されない支援体制の構築を図ることとします。

また、このような支援体制を構築するに当たり、地域で課題を抱える人を早期に発見するとともに、必要に応じて地域活動に参加してもらうことで自立の一助となる取組を行い、第4次地域福祉計画の基本理念である「人與人」、「人と資源」がつながるまちづくりや「支え合いを支える仕組みづくり」を進め、本市の地域共生社会の実現に寄与することを目指していきます。

図1 重層的支援体制整備事業の概要図（全体）

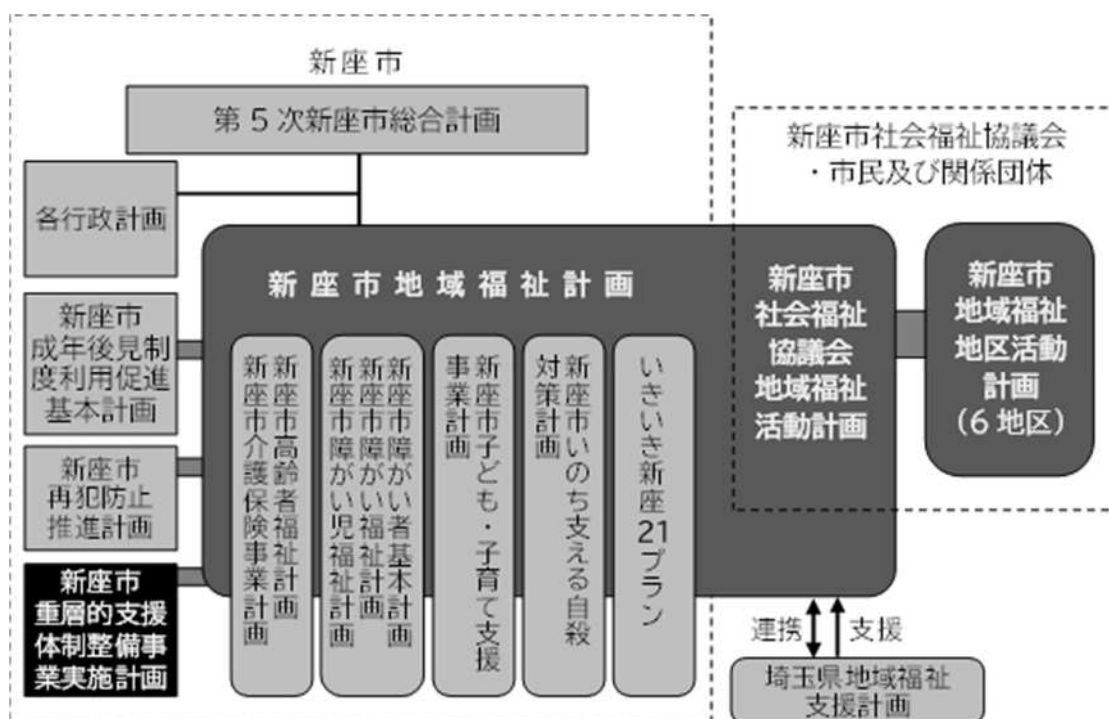


2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」として、重層事業の適切かつ効果的な実施のため、重層事業の提供体制等を定める計画です。

また、第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画を始め、重層事業と関連のある計画と整合を図ったものとします。

【重層的支援体制整備事業実施計画と関連計画】



3 計画の期間

本計画の推進期間は、令和8年度から令和9年度までの2年間とします。令和10年度以降については、新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画と関連性があることから、第5次の両計画と一体的な計画として策定します（計画期間、令和10年度から令和14年度まで（予定））。

【計画の期間（予定）】

年度	令和5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
計画名	第4次新座市地域福祉計画					第5次新座市地域福祉計画				
	第4次新座市地域福祉活動計画					第5次新座市地域福祉活動計画				
		新座市 重層的支援体制 整備事業移行計画								
				新座市 重層的支援体制 整備事業実施計画		第2次新座市 重層的支援体制整備事業実施計画				

第2章 事業の実施内容

1 重層的支援体制整備事業の実施体制

「新座市における重層的支援体制整備事業の実施イメージ」に基づき実施します（図2及び3。10及び11ページ）。

2 包括的相談支援事業

(1) 事業の概要

重層事業に位置付けられた相談支援に係る各事業が高齢、障がい、子ども、生活困窮者等に対する自らの役割を担いながら、単独の支援機関では解決が難しいケースについて、多機関協働事業等につなげます。

また、多機関協働事業による支援を行うケースでは、当該分野における支援機関としての役割を果たし、誰一人として取り残されない支援体制の構築を図ります。

【包括的相談支援事業の一覧】

事業名	事業の概要
高齢者相談センター (地域包括支援センター)	地域の高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう地域のネットワークの構築や情報の把握を行い、適切な制度の利用につなげる等の支援を行う。
障がい者相談支援事業	障がい者等が自立した生活を営むことができるようにするため、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行う。
利用者支援事業	子ども、保護者等、妊娠している人が教育・保育・保健等の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。
自立相談支援事業	生活困窮者の自立のため、必要な情報提供や助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行う。

(2) 各相談支援機関の設置状況

機関（事業）名	設置数	主な対象分野	運営形態	所管課
高齢者相談センター (地域包括支援センター)	8	高齢者	委託	介護保険課
基幹相談支援センター	2	障がい者	委託	障がい者福祉課
障がい者相談支援事業	3	障がい者	直営 委託	障がい者福祉課
利用者支援事業（基本型）	3	子ども	委託	こども支援課
利用者支援事業（特定型）	1	子ども	直営	保育課

機関（事業）名	設置数	主な対象分野	運営形態	所管課
利用者支援事業（こども家庭センター型・児童福祉機能）	1	子ども	直営	こども安全課
利用者支援事業（こども家庭センター型・母子保健機能）	1	子ども	直営	保健センター
利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	1	子ども	直営	保健センター
自立相談支援事業	1	生活困窮者	委託	生活支援課

※ 設置形態は、全て基本型（単独の既存事業に係る支援を実施するとともに、複合的な課題を抱えた者の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなどを行う。）

3 参加支援事業

(1) 事業の概要

重層的支援会議（16ページ参照）により、既存の社会参加に向けた事業では対応できないと判断された事例について、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。

また、日頃から地域の産業や業界団体などの地域のプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の地域資源や支援関係機関とつながりを作り、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集をし、関係づくりを行います。

(2) 実施内容、実施体制

ア 直営

多機関協働事業（9ページ参照）における支援機関の役割分担に基づき、支援の中心を担う機関が本人の希望を確認しながら、活用可能な地域資源を把握した上で適切なマッチングを行います。

また、庁内の各所属や委託先が把握している地域資源を基にメニューづくりを推進し、円滑な地域資源の活用体制を構築します。

本人や世帯が抱える課題に応じて支援機関は異なりますが、支援関係機関との調整や地域資源の取りまとめ等については、福祉政策課（福祉相談室）が行います。

支援機関名	運営形態
福祉政策課（福祉相談室）	直営

イ 委託

社会福祉法人新座市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の職員が地域福祉活動の拠点（※）において、地域資源の把握、地域団体の支援、地域福祉を担う「地域福祉推進協議会」との連携強化を行い、地域資源の活用体制構築を図ります。

また、必要に応じて既存の地域資源への働き掛けや既存の地域資源の拡充を図るとともに、委託事業により把握した地域資源と対象者のマッチングを行う際には、連絡調整等を行います。

※ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業において運営する高齢者いきいき広場のほか、福祉の里、大和田公民館及び栗原公民館において、社協職員が相談対応や地域のネットワークの構築等を行う事業

支援機関名	運営形態
新座市社会福祉協議会	委託

4 地域づくりに向けた支援

(1) 事業の概要

重層事業に位置付けられた各事業が高齢、障がい、子ども、生活困窮者等に対する自らの役割を担いながら、専門機関による支援が必要なケースを発見した場合は、支援が円滑に進むよう必要な機関と連携を図ります。

【地域づくりに向けた支援の一覧】

事業名	事業の概要
地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の通いの場等の活動を支援する。
生活支援体制整備事業	地域住民、地域団体、民間企業等の多様な主体による多様な生活支援の提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する。
地域活動支援センター事業	障がい者等に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を行う地域活動支援センターの機能を強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。
地域子育て支援拠点事業	地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談対応、情報の提供、助言等の援助を行う。
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	多様なニーズや生活課題に対応できるよう、地域コミュニティを形成する居場所づくりや多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じ、地域における共助の取組の活性化を推進する。

(2) 各事業の設置状況

機関（事業）名	設置数	主な対象分野	実施形態	所管課
地域介護予防活動支援事業	—	高齢者	直営委託	介護保険課
生活支援体制整備事業	第1層1圏域 第2層6圏域	多分野	委託	福祉政策課
地域活動支援センター事業	3か所	障がい者	補助	障がい者福祉課
地域子育て支援拠点事業	11か所	子ども	委託	こども支援課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	5か所	多分野	委託	福祉政策課、 長寿はつらつ課

5 アウトリーチ等を通じた継続的支援

(1) 事業の概要

複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるほか、本人と関わるための信頼関係の構築、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。

(2) 実施内容、実施体制

ア 直営

包括的支援推進・情報共有会議（17ページ参照。以下「情報共有会議」という。）で決定した方針に基づき、関係機関の訪問等による本人やその世帯とつながりを形成するための取組や継続的なつながりを続け、支援を実施するための取組を行います。

本人や世帯が抱える課題に応じて、実施する機関は異なりますが、支援関係機関との調整や情報共有会議の運営等については、福祉政策課（福祉相談室）が担います。

支援機関名	運営形態
福祉政策課（福祉相談室）	直営

イ 委託

社協の職員が地域福祉の拠点における相談窓口を開設するほか、地域住民によるサロン活動に参加し、情報収集に努めることで、潜在的な支援ニーズを抱える人の早期発見を図ります。

支援機関名	運営形態
新座市社会福祉協議会	委託

6 多機関協働事業

(1) 事業の概要

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例であって、これまでどの機関でも対応できていなかったような事例について、その調整等を行います。

また、いずれは支援機関同士で直接調整を行うことにより対応できる事例を増やしていくものとします。

(2) 実施内容、実施体制

福祉政策課（福祉相談室）において、初期対応及び継続的な支援が必要なケースの対応を行います。また、各支援機関の連携や役割分担に当たっては、福祉政策課（福祉相談室）が中心的な役割を担い、支援機関との調整や重層的支援会議の運営等を行います。

支援機関名	運営形態
福祉政策課（福祉相談室）	直営

図2 新座市における重層的支援体制整備事業の実施イメージ

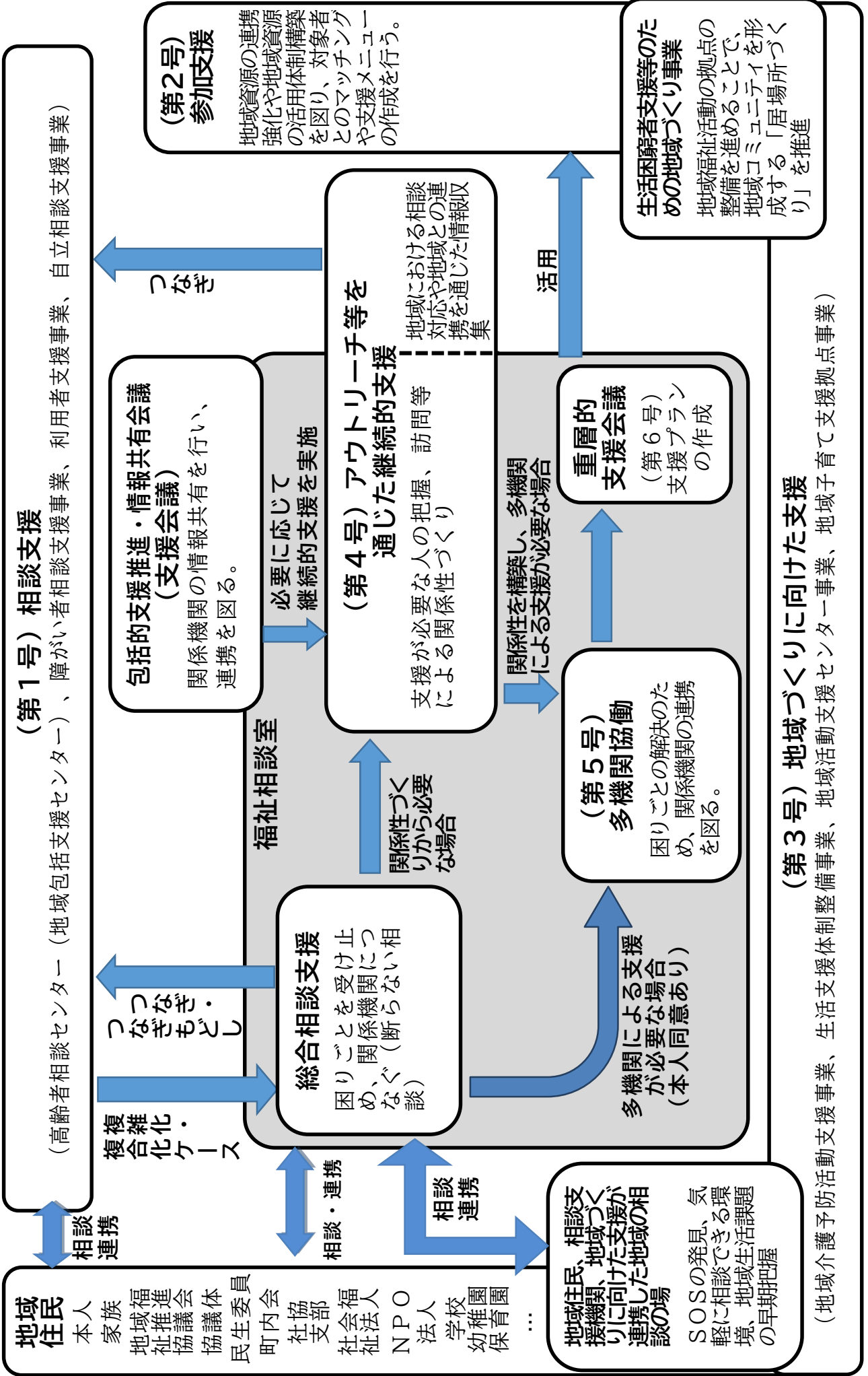
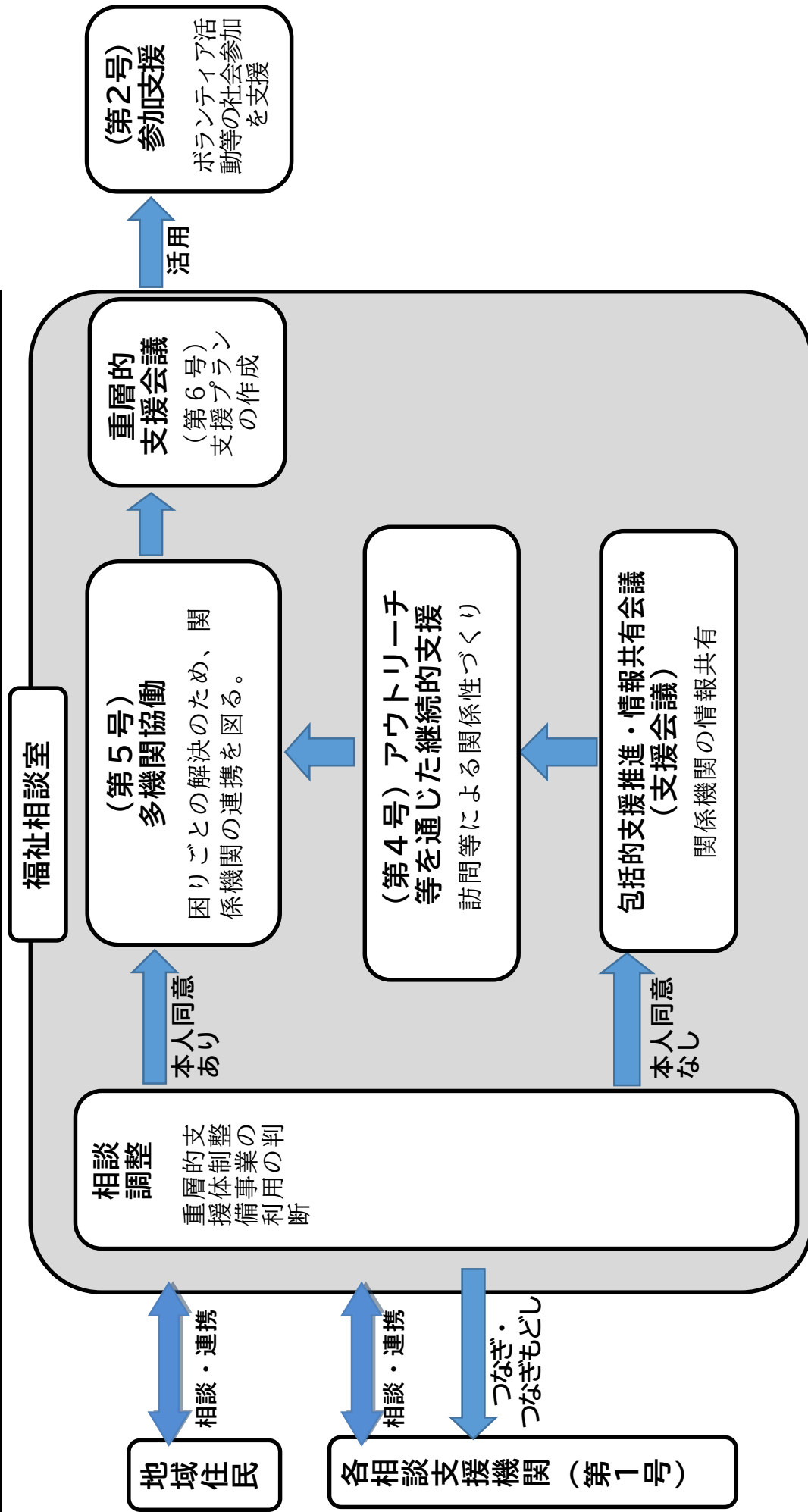


図3 新座市における重層的支援体制整備事業の実施イメージ（簡易版）



(第3号) 地域づくりに向けた支援

第3章 包括的な支援体制の整備（支援関係機関間の連携に関する事項）

1 基本的な考え方

重層事業を実施する上で、各支援機関の連携による支援体制の構築は重要であるため、関係する会議を活用して連携を深めていきます。

また、地域の困りごとを早期に把握し、解決するためには、支援機関同士だけでなく、支援機関と地域の連携も重要です。そのため、生活支援体制整備事業を始めとした地域づくりに向けた支援に位置付けられた事業を活用し、地域住民や各地域福祉圏域の協議体、地域福祉推進協議会等の連携を進め、地域のネットワークの構築を推進します。

2 総合相談支援機関

各相談支援機関で分野ごとの相談を受ける中で、単独の支援機関では解決が難しい複雑化・複合化した課題を抱えるケースについては、多機関協働事業等につなげるものとします。

また、どこに相談していいかわからないといった相談を受け止め、課題の整理を行う総合相談を福祉相談室で実施します。

さらに身近な地域で何でも相談できる場所を整備するため、高齢者いきいき広場等の公共施設を活用して、社協職員による福祉の窓口を開設し、地域福祉活動に関する相談や生活上の困りごとの相談を受け、必要に応じて関係機関につなげるものとします。

【総合相談支援の目標値】

機関名	現在値 (R 6)	目標値（相談受付件数）	
		R 8	R 9
福祉相談室	592件	609件	627件
福祉の窓口	500件	515件	530件

3 包括的な支援体制整備の全体像

(1) 地域福祉圏域におけるネットワークの構築

地域の困りごとを早期に把握し、解決するためには、支援機関同士だけでなく、支援機関と地域の連携も重要です。

本市では、複雑化・複合化した課題や既存の制度やサービスでは解決が困難な課題、制度の狭間にある課題にきめ細かく対応していくため、地域住民や地域福祉に関わる個人・団体が互いに情報を提供・共有しながら連携できるネットワークの構築に取り組んでいきます（図5及び6。14及び15ページ）。

(2) 包括的な支援体制の整備目標

本計画の計画期間である2年間において、重層事業の実施体制（図2及び3。10及び11ページ）を整え、円滑な運用を開始することを目標とします。

また、地域で受けた相談を包括的に支援する体制の確立を目指し、全ての地域福祉圏域から福祉相談室に相談をつなぐことを目標とします。

【包括的な支援体制の整備目標】

整備目標	目標	
	R 8	R 9
重層的支援体制整備事業実施体制の構築・運用	構築・運用	運用
福祉相談室に相談等をつないだ地域福祉圏域（地域福祉推進協議会等）の数	1 圏域	6 圏域

図5 相談支援に関する地域のネットワーク（簡易図）

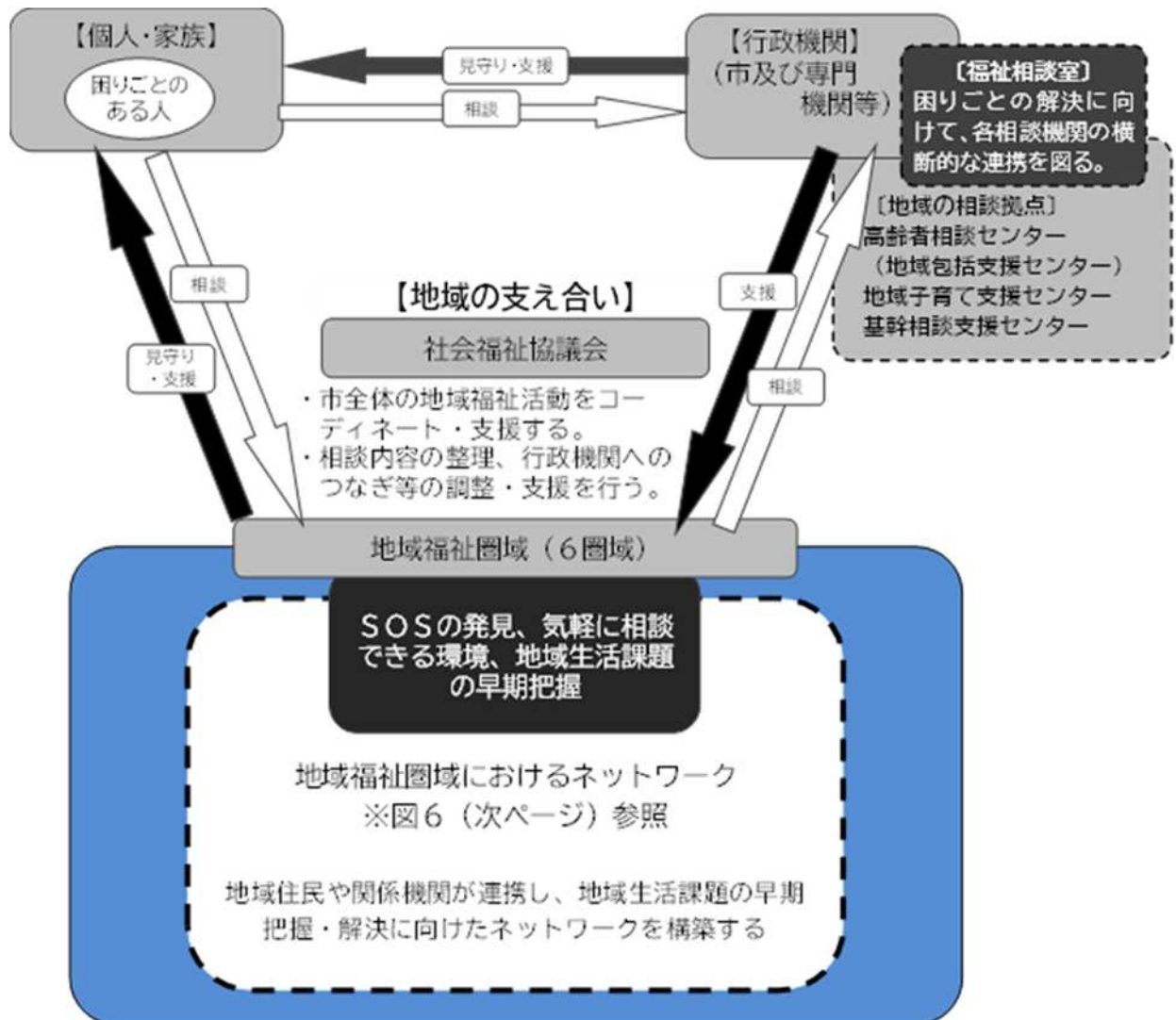
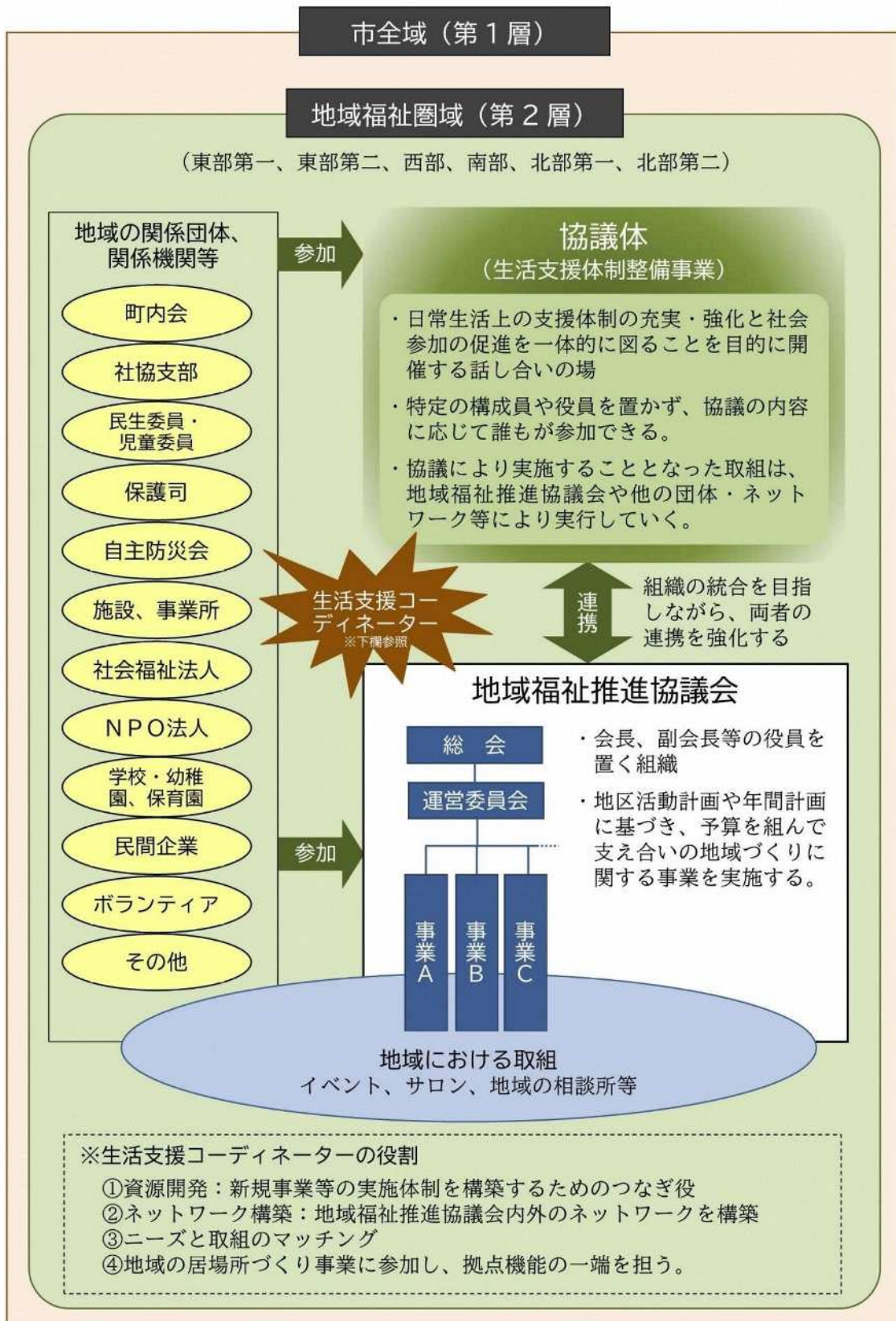


図6 地域福祉圏域におけるネットワーク



4 関係機関の情報連携を行うための会議

重層事業の実施において、関係機関が事業全体の方向性に係る共通認識を持ち、効果的に事業を実施するため、また、個別支援に当たって連携や情報共有を図るため、次の会議を開催します。

(1) 包括的な支援体制検討会議

ア 概要

重層事業の全体的な方針、包括的な支援体制の整備に関する意見交換等を行います。

イ 構成

重層事業に関係する市及び社協の課長級の職員

ウ 実施方法等

毎年度に1回以上、重層事業の実績等を踏まえ、実施方法等の検証・見直しを行います。

(2) 重層的支援会議

ア 概要

- ・ 多機関協働事業の対象者について、関係する支援機関の役割分担や支援の方向性の整理を行います。
- ・ 支援関係機関の連携を進め、多機関協働事業の取組を介さずとも対応できる支援体制の構築について協議します。
- ・ 既存制度等では対応できない支援ニーズにも対応できるような地域資源の開発等の検討を行います。

イ 構成

- ・ 福祉政策課（福祉相談室）の職員
- ・ 福祉政策課（福祉相談室）に相談した支援機関の職員
- ・ 支援プランに関係する機関の職員

ウ 実施方法等

定期及び随時

(ア) 定期開催

年1～2回程度、重層事業の実施状況の確認、多機関協働を介さずとも対応できる支援体制の構築、既存制度等では対応できない支援ニーズにも対応する地域資源の開発の検討等を行います。

(イ) 随時開催

利用申込に応じ、支援プランの作成等を行います。

(3) 包括的支援推進・情報共有会議（支援会議）

ア 概要

会議の構成員に守秘義務を設けることで、構成員同士が安心して複雑化・複合化した課題を抱える相談者に関する情報の共有等を可能とすることにより、支援関係機関等がそれぞれ把握している情報の共有や、必要な支援体制の検討を行います（社会福祉法第106条の6の規定による支援会議）。

イ 構成

- ・ 福祉政策課（福祉相談室）の職員
- ・ 福祉政策課（福祉相談室）に相談した支援機関の職員
- ・ 対象者（世帯）が抱える課題に関する機関の職員

ウ 実施方法等

月1回及び随時

(ア) 月1回

月1回の定められた日に開催日を設定し、対象者に関する情報交換、支援の役割分担等を行います。

(イ) 随時

緊急性を要するなど、月1回の開催日では対応が難しいケースにおいて、会議を開催します。

第4章 計画を推進する体制

1 重層的支援体制整備事業を推進する体制

包括的な支援体制検討会議等の開催により重層事業全体の方向性を共有するとともに、重層的支援会議等による個別ケースの支援を通じて連携体制を深めながら、包括的支援体制の構築を進めていきます。

また、災害発生時や感染症の流行時には新座市大規模災害業務継続計画、新座市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）等にのっとり、重層事業について必要な対応を行います。

2 計画の管理、推進及び評価

本計画を効果的に進めるため、包括的な支援体制検討会議及び重層的支援会議において、多機関協働事業等の対応すべき事例の定義、重層的支援会議のルール等を実績を踏まえて検証・見直しを行うとともに、事業の評価を行います。

また、参加支援事業を実施する上での地域資源となり得る地域福祉推進協議会の代表者を含む市民参画による「地域福祉計画推進委員会」及び「地域福祉活動計画推進委員会」において、包括的な支援体制検討会議等における検証・見直し、評価を踏まえ、計画の進捗状況の評価を毎年行うとともに必要に応じて計画の見直しを行います。

【参考】

新座市における重層的支援体制整備事業の活用イメージ

ここでは、重層事業の対象である複雑化・複合化した課題を抱える世帯をどのように把握し支援していくのか、モデルケースを設定し、「図2 新座市における重層的支援体制整備事業の実施イメージ（再掲）」（23ページ）を用いながら考えていきます。

モデルケース

80歳の母親Aさんと50歳の息子Bさんの2人世帯。Aさんに認知症の傾向が見られていたところ、ある日転倒して骨折。Bさんは大学を卒業後、就職したものの、職場で人間関係をうまく構築できず退職し、30年間引きこもり状態のまま生活していました。

これまで世帯の生活を支えていたAさんが動けなくなったことで、生活環境が悪化、ごみ屋敷等の問題が発生します。



- ① 社協が地域福祉推進協議会のサロン活動に参加し、Aさんの情報を知ります。
【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

社協の職員が地域福祉推進協議会のサロン活動に参加したところ、Aさんの近所の人からAさんが転倒し骨折した後、姿を見かけなくなったとの話を聞きます。

Aさんが高齢者であることから、社協の職員は「高齢者相談センター（地域包括支援センター）」（以下「高齢者相談センター」という。）に相談。高齢者相談センターはAさん宅を訪問します。



- ② Aさん世帯が複雑な課題を抱えていて、支援が難航していることから高齢者相談センターは福祉相談室に連絡します。

高齢者相談センターがAさん宅を訪問したところ、息子のBさんの存在に気付きます。しかし、Aさんは認知症の悪化傾向からか高齢者相談センターの訪問を拒否。Bさんとも面会ができない状況が続きます。

そこで高齢者相談センターは、関係機関による情報共有を行い、支援の方向性を決めるため、福祉相談室に連絡します。



③ 会議を行い、関係機関の協力により訪問を続け、様子を見守ることを決定【包括的支援推進・情報共有会議、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

福祉相談室が旗振り役となり、AさんとBさんに関係のある機関が会議を行い、情報を共有しながら支援の方向性を決定します。その結果、関係機関が協力して、Aさん世帯の訪問を継続。訪問を続けた結果、Aさん・Bさんと顔見知りになり、支援を受けることに納得してもらいます。



④ 関係機関が協力して、AさんとBさんを支援していきます。【多機関協働事業、重層的支援会議】

AさんとBさんを支援するため、関係機関の話し合いにより支援プランを作成。支援プランに従って関係機関が役割分担を行い、AさんとBさんを支援していきます。



⑤ Bさんが社会復帰するためのステップとして、地域福祉推進協議会の活動にボランティアとして参加します。【参加支援事業】

Bさんの自立に向け、地域との関わりづくりや人間関係構築のステップとして、社協職員の仲介の下、地域福祉推進協議会の活動にボランティアとして参加します。



【支援の終了】

AさんとBさんへの支援の見通しがついた段階で、重層事業による支援は終了します。終了後も関係機関が継続して、AさんとBさんの世帯を見守っていきます。



図2 新座市における重層的支援体制整備事業の実施イメージ（再掲）

